

◆第5回 地下水等水資源保全研究検討委員会 会議録（概要）

日時：平成23年10月12日（水）午前10時00分

場所：佐久市役所議会棟 501会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

前回の会議事項の確認について（事務局より）

3 議 題

（1） 地下水等水資源の保全に関するルールづくりについて

資料10ページから13ページまで事務局説明

Q 委員

「まず条例の目的についてですが、今まで所有権ということで自由にされてきた部分に対して、行政が新たな規制を加える、と考えても良いかと思います。所有権を規制する条例が許されるかどうかは、「条例制定のための目的が何か？」によって大きく左右されてしまいます。

（例えば、）経済力のない、社会的弱者の方にも安定した水を供給していくことが目的ということであれば、保全のための規制については認められると思います。ですから、地下水の採取について一定の保全ができない場合には、弱い立場にある方の生活に多大な影響を及ぼす恐れがある、というニュアンスをいれていくことが必要だと考えますし、あるいは、大企業が進出してきた場合の明確な対抗措置になると思います。」

Q 委員長

「社会的弱者を救済する、という表現は具体的にどんなことですか。」

A 委員

「例えば、経済力を持つ者がこの地域の地下水を全てくみ上げてしまう、ということも実際考えられると思いますので、「この地域の住民に、安心で安定した水を一人一人に対して供給できる環境を守る」ということが大切なコンセプトかと思います。」

A 委員

「その表現はとても大切だと思います。目的の中にぜひ盛り込んでいただきたいと思います。」

A 事務局

「第一回研究検討委員会の会議資料 17 ページを確認いただきたいと思いますが、所有権の規制が認められるケースが書かれております。ただいま、委員さんからご発言いただきましたとおり、目的の中では、公益のためや、経済的弱者の保護等のためには政策上の積極的な規制ができるとされております。ただいまの委員さんのご意見のとおり、この部分について重要でありますので、次回修正し、目的の中に盛り込ませていただきたいと思います。」

委員長

「次は基本理念についてですが、地下水の表現に限らずに表流水についても含め、統合的に管理する、として考えられないでしょうか？」

(異議なし)

委員長

「責務についてであります、何か意見はありますか？」

A 委員

「表現の違いかもしれませんが、一步踏み込んで『水循環に努める』ということも追加すべきではないでしょうか？」

(異議なし)

委員長

「次は地下水保全対策ということですが？」

Q 委員

「市民の皆さんに水に親しんでいただくことを目的に、具体的な方法を提案していくのはどうでしょうか？」

A 事務局

「2月からは広報佐久で『水資源を考える』をテーマにしたシリーズの掲載を行ってきました。また、7月にはシンポジウムを開催し、シンポジウムが終わった後も引き続き啓発を図っていかないといけませんので、広報佐久に引き続き水資源について連載をしております。また、佐久水道企業団さんからも協力をいただきまして、水源地の視察を実施しております。そういう形を今後も更に広げて、市民の皆さんへの啓発を図りたいと考えております。」

委員長

「次は県や市町村との連携ということですが、事務局より説明をお願いします。」

A 事務局

「佐久市で使用している水道水の7割は佐久穂町の水源から供給している状況です。そういう意味で、地下水の保全に取り組んでいくためには佐久市だけの取組みだけでは効果が薄く、周辺市町村との連携、あるいは県との連携が大切になってくると考えています。」

Q 委員長

「とても大切な表現だと思いますが、国への連携ということは不要ですか？」

A 事務局

「国はあえて除いております。後でも述べますが、法整備の要望という形で国と関わると思います。」

委員長

「了解しました。」

「理念の中にこれだけのものがあれば、水資源の保全についてはできるものと考えられます。委員の皆さんもご意見がないようでしたら、理念についてはこれで良いでしょうか？」

(異議なし)

委員長

「続いては規制条例の部分について入っていきます。まず地下水採取の対象井戸については新設井戸ということで想定されているようですが、既存の井戸についてはどう考えていますか？」

A 事務局

「既得権者への配慮を考えなくてはいけないので、許可ではなく届出ということで考えております。ただし揚水量に変化がある場合は、一日当たりの揚水量の基準を 500 立方m以下にする、ということで設定基準を考えておりますので、場合によっては許可の対象になることも十分考えられます。」

Q 委員

「家庭用や農業・水産業用の揚水量は一日当たり 10 立方m以上が許可を要すること、と

なっていますが、上限の設定もなくいくらでも利用可能と読めるので、分かりにくいのではないですか？」

A 事務局

「許可を要する基準については、現在ある自然環境保全条例の基準をそのままスライドさせております。また、調査の段階ではありますが、農業や水産業の方の地下水利用者の中では、一日当たり 10 立方m以上を使う方がいらっしゃらなかつたことも理由です。」

Q 委員

「企業について一日当たりの揚水量を 500 立方m以下と上限をしっかりと明記させているのに関わらず、家庭用に対しては、上限がないのもバランスがとれていないと思います。」

Q 副委員長

「私もそう思います。想定外のケース（家庭用井戸で一日当たり 10 立方m以上使う方がいた場合）についても考えていた方がいいと思います。」

Q 委員

「近年、あらゆる地域において地盤沈下の問題が発生しているようですが、そういった場所では極端な地下水の採取、ということも一つ原因になっていると思います。今回の基準を考える時の一つの目安として、地盤沈下の防止を目的とした法律等では、揚水の目的で分けたり、あるいは地下水の揚水量を制限していると思いますが、そのあたりはどんな状況になっているか分かりますか？」

A 事務局

「はい。参考までに他県で地盤沈下を防止するための条例を整備しております状況について説明させていただきます。愛知県、三重県、名古屋市ではそれぞれ一日の総揚水量は 350 立方mとなっております。そういう状況を見る中で 500 立方mという数字については市内の（地下水を採取している）企業の実態と併せて考えましても妥当な基準ではないかと思います。」

委員長

「現在、市内で地下水を利用している事業者を考えた場合、500 立方mという数字が一つの目安となるということですね。地盤沈下の問題について、佐久地域を考えた場合、砂礫層という性質もあって、この地域は（地盤沈下が）起こりにくいのではないか、とも考えられますね。」

Q 委員

「一日当たりの揚水量を 500 立方mとした数字は相当の量をくみ上げることになりますから、このあたりに妥当性があるのではないか?家庭用で使用する場合であっても、10 立方mという量をくみ上げ、使用される可能性というのもまずないのではないか?」

「ただ、農業用として地下水を使用される方については実態が分からぬのですが、佐久地域ではたぶん表流水をくみ上げて、使用されているケースが多いのではないか?」

A 事務局

「あくまで生活環境課の調査結果ですが、現在、地下水を農業用に使っている方は数人いるという事で報告されています。」

Q 委員

「推測ですが、水道事業者が地下水をくみ上げるポンプの構造と一般の方がくみ上げるポンプの構造とは違うと思います。また、水道事業者は深く井戸を掘り水中の中にストレーナーを設置し、くみ上げを行いますが、家庭用で使うケースであればおそらく少量で済みますのでポンプは浅い場所に設置し、深さ 10m未満にある表流水に近い水を採取していると思います。(そのため揚水量の基準については妥当なところかと個人的には思います。)」

Q 委員

「例えば企業がたくさん参入してきた場合の想定についてどう考えていますか?或いは、500 立方mまでの地下水採取が認められたとすれば、許容の範囲であれば、枯渇が心配される状況であっても、すべて許可することでいいのでしょうか?」

A 事務局

「12 ページを見ていただきたいと思いますが、許可の際の条件ということで地下水採取により、付近地下水の枯渇や汚染、地盤沈下が出た時は直ちに採取をやめること、という条件を付けていきます。またモニタリングについても当然行わないといけませんので、毎月取水量についても報告をいただくという形で考えています。モニタリングの結果、地下水の減少が確認されれば一定期間、事業を停止し、採取をやめていただくことも考えられます。」

Q 委員

「地下水が枯れてしまった場合には、許可を与えられた業者が、取水をやめ原因を究明

するという形の考えでいいですが、例えば、枯渇の状況下で新たな申請があった場合には許可するか、どう考えていますか？このコンセプトを見る限り、許可を与えなくてはいけないよう読み取れると思います。いろんな業者が参入してきて、地下水が限界までできてしまった時のケースも想定しておいたほうがいいのではないでしょうか？」

A 事務局

「そうですね。対応については、より精査しないといけないと思います。」

委員

「例えば、『枯渇が見られる状況下では許可を与えなくても良い』といった文面を入れて、その場合にはこのようなケースですよ、といった対応がいいかと思います。」

委員長

「『モニタリングの実施は誰が行うのか？』といった技術的なことも大切だと思います。」

Q 委員長

「以前は揚水量の規制の中で、新設予定井戸から半径 300m以内は既存井戸利用者の同意をもらうこと、となっていたと思いますが、今回あえて削除したのでしょうか？」

A 事務局

「他市の条例を参考にしたり、研究検討委員会の専門部会の委員さんの意見を聞かせていただく中で、新設予定井戸から半径 300mという距離について、明確な根拠がないのではないか、という考えが一般的でありましたので、今回除かせていただきました。」

Q 委員

「話は変わりますが、この地域の井戸の一般的な深さというのはどれくらいになるのでしょうか？」

A 事務局

「業種によって様々なので何とも言えませんが、調査結果からすれば家庭用の井戸では深いところでは 20m位で、浅いところでは深さ 3mとなっています。また、造り酒屋では深さ 30m、製造業では深さ 100mという数字が報告されております。」

Q 委員長

「今回の条例においては、深さということは関係なく、一律で取水量 500 立方mという基準のみで考える、ということでいいでしょうか？」

A 事務局

「はい。前回の会議では、揚水量と取水の目的で規制していくという方針が出たところだと思います。」

Q 委員長

「水道企業団でお持ちの井戸の深さというのはどのくらいになるでしょうか？」

A 委員

「深さは 70mから深い所で 130mと把握しています。深さが深い井戸を掘削して、取水した場合、浅い井戸が枯渇することが心配されます。」

また、新規で井戸を掘りたい方に対しては、ある程度の規制を守ってもらえるようにお願いできますが、既得権を持っている方の権利をどう守っていくのかは大切だと思います。

水道事業者が新たに井戸を掘った場合、3か月位は周辺に及ぶ影響を調査しています。周りに及ぶ影響が無いと判断されれば、いよいよ採取を本格的に始めます。同じような調査を、新たに井戸を掘った方がやるのでしょうか？おそらく多額の費用がかかるのでやらないと思います。

今回の地下水の揚水量の基準はおよそいいと思いますが、すでに井戸を利用されている方をどう守っていくのかは難しいと思います。」

A 事務局

「検討させていただきます。」

Q 委員

「地下水を採取する者は揚水量の水位を常に把握すること、とありますが、許可の要件ではなく、許可の条件ではないでしょうか？」

事務局

「おっしゃるとおり、許可の条件です。訂正します。」

Q 委員

「水量の報告をするよう努める、とありますが努力目標的な表現では弱いのではないでしょうか？それと取水が原因で枯渇された場合の原因究明については、井戸を設置した者が行うとなっていますが、調査結果を踏まえた上で、近隣との調整など行政がどうやって携わっていけるのか、といったところもお示ししていただけるとありがたいです。」

事務局

「分かりました。検討させていただきます。」

事務局

「一日あたりの揚水量が 500 立方m以下という話ですが、これは井戸一本について考えているのですか、あるいは申請した企業一社に対して考えるのか明確にしておいた方がいいと思います。また、企業が会社形態を変えて（子会社をいくつも立ち上げて）申請した場合の対応についても想定しておかないといけないと思います。

後から来た業者が地下水を採取したことにより、既存の企業の地下水が低下し、すべての経済活動が停止してしまった場合、責任の所在がどこにあるのか非常に難しい問題かと思います。そのあたりは法的にどうなのか？行政が入っていけるのか？そのあたりも検討させていただきたいと思います。」

事務局

「次回に整理させていただきます。」

Q 委員長

「医療用で使用する場合、一日当たりの揚水量を 500 立方mの基準で想定されているようですが、（果たして医療機関が、そこまでの量を必要とするのでしょうか？）あまり、イメージが湧きませんがどんな経過から推測されたのですか？」

A 事務局

「あくまで調査結果を基にしております。市内で地下水を使用している病院関係を一か所調査を実施しましたが、回答がありませんでした。今回は他の業務と併せて基準を設定しております。」

Q 委員長

「更新の期限についてお聞かせいただきますが、期限を三年間と定めているようですが、その根拠はどんなことからですか？」

A 事務局

「これまでの本委員の皆さんからの意見をお聞きする中で、設定いたしました。ちなみに、温泉法では、土地の掘削の許可は二年が有効期間となっているようです。」

委員長

「地下水の減少については、あらゆる理由が考えられるわけですが、気候の変化や降雨

量の変化でも地下水の量というのは大きく左右されます。このことからも3年を一区切りにして管理していくのは妥当かもしれませんね。」

Q 委員

「権利承継の場合、利用目的と揚水量のみを判断基準に、許可するのかしないのか判断していくのであれば、許可制でなく届出制でもよいのではないでしょうか？」

それに併せて、誰が地下水を採取するのか、ということにも焦点を当てるのであれば許可制にするのも良いかと思います。また、逆に事業主体が変わっただけで許可の提出を義務つけさせるのは厳しすぎるのではないか？主体が変わり、なおかつ目的や揚水量が変更した時に再申請が必要になるとした方がいいと思います。

また、既存に掘られた井戸を、外国資本などが買い取った場合の許可基準について設定されていないので踏み込んで検討した方がいいと思います。」

A 事務局

「この地域の地下水を外国資本等から守ってくのが一番の目的であったと思います。この問題に対抗してくための方法を、もう少し検討させていただきます。」

Q 委員

「主体の変更の許可基準についても検討した方がいいと思います。」

A 事務局

「検討します。」

Q 委員

「既得権者への配慮ということですが、すでに許可をとっているという理由だけで軽視してしまってよいのでしょうか？また使用目的や揚水量に変化があった場合についても対象外としていいのでしょうか？」

A 事務局

「そうですね。既得権者の扱いについても前項の権利の承継のような位置づけにするのか検討が必要ですね。」

委員長

「それでは次の論点に入ります。

条例遵守のための措置ということですが根拠はなんですか？あるいは公表の具体的な方法は？」

A 事務局

「基本的な考えは、旧条例のものをそのままスライドさせてきました。違反者の公表についてはホームページ等を考えております。」

Q 委員

「立ち入り検査などは日常的に実施することを想定しているのですか？あるいは、行政がどう関わっていくのでしょうか？」

A 事務局

「市としては原則、定期的に報告書の提出をしてもらいその内容を確認します。問題が生じた場合には、その後の対処が一般的になると思います。」

Q 委員

「市内で、水道事業団が、他者により大量な地下水をくみ上げられたことによって地下水量の取水に著しく支障をきたしたような事例はありますか？」

A 委員

「今のところありませんが、気候の変動などが地下水の量に影響することはあります。」

Q 委員

「井戸の新規設置者だけでなく、既存の井戸を設置されている方も含めて、どんな種類の揚水ポンプを設置しているのか、その情報を行政が把握しておくことは大切だと思います。ポンプの種類が特定できれば揚水の能力や耐用年数なども知ることができるので、これから地下水の保全を考える上で大切な情報になると思います。」

Q 委員

「地下水の水質保全に関係するのですが、井戸を廃止する方に対しては、原則埋め立てをしてもらった方がいいのではないか？ケージングについては鉄製のため長期間水に入っていた場合、錆びが原因で水質の汚染へつながることも心配されます。」

A 事務局

「水質の保全ということで、必要なことだと思いますので検討させていただきます。」

(2) 国及び県への要望並びに県、周辺市町村及び水道事業者との連携等につ

いて（資料23ページまで事務局説明）

了承いただく。

- (3) 佐久市内における業務用で井戸を利用している者の取水量調査結果について
意見等なし

- (4) 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会提言書に記載する項目（案）について
意見等なし

4 閉会（12時00分）